

## 企業結合とその会計基準（中）

— 商法改正と会社会計の変容 —

荒 川 邦 寿

はじめに

本稿は、さきの拙稿「企業結合とその会計基準（上）」（立教経済学研究第三五巻第一号）に引続き、その（中）に相当するものではあるが、昭和五六年六月、わが国商法の改正がおこなわれ、これが課題たる会社合併、分割、並びに企業結合に関する法規制の改正は見送られたものの、その動向は企業結合の会計基準に対しても少からぬ関連をもっている。さしあたり、今回の商法改正の概要をみたくえ、本課題に関連する限りでの問題点をとりあげ、そのまとめを続稿（下）において展開することとしたものである。

### 一 商法改正の経緯と概要

今回の商法改正は、前回の昭和四九年改正の際の衆、参両院法務委員会の付帯決議に基づき、企業の社会的責任、

企業結合とその会計基準（中）

大・小会社の区別、株主総会並びに取締役会制度の改革、および株式の最低金額等について所要の法律案を作成すべく、まず、昭和五〇年の法務省民事局から商法改正に対して広く各界の意見を求めたところから始まる。すなわち、この会社法改正に関する意見照会は、次の七項目について行なわれた。

#### 第一、企業の社会的責任

「いわゆる企業の社会的責任に関する論議の一環として、株式会社法においてもこの問題を取りいれて法改正をすべきであるとする意見があるが、株式会社法の体系において、この問題をどのように取り扱うのが相当か。」

#### 第二、株主総会制度の改善策

「株主総会は形骸化し、あるいはその運営が必ずしも適正に行なわれていないといわれているが、会社運営の適正化を図るといふ見地から、どのような改善を加えるべきか。」

#### 第三、取締役及び取締役会制度の改善策

「会社の業務執行の適正を期するため、取締役及び取締役会制度にどのような改善を加えるべきか。」

#### 第四、株式制度の改善策

- ① 額面株式制度及び無額面株式制度に関する問題、
- ② 株式の単位(注・大きさ)に関する問題(引き上げるべきか、その方法、単位のとり方等)、
- ③ 自己株式の取得制限について改正すべき点があるか、
- ④ 親子会社以外の会社間の株式の相互保有についても、会社法において規制する必要があるか、
- ⑤ 株式の振替決済等の場合における実質株主の権利行使について規定を設ける必要があるか。」

## 第五、株式会社の計算・公開

「①会社の計算に関する規定で整備・付加すべきものがあるか、

② 営業報告書の記載事項を決定すべきか、

③ 計算書類の公示・公開方法について改善すべき点があるか、

④ 会社法に連結決算制度を導入すべきか。」

## 第六、企業結合・合併・分割について

「① 企業結合につき検討すべき問題があるか、

② 合併につき改善すべき規定があるか、

③ 会社の分割につき規定を新設すべきか。」

## 第七、最低資本制度及び大小会社の区分

「① 株式会社について最低資本制度を設けるべきか、

② 大会社と小会社の規制を分化すべきか、

③ 有限会社の最低資本の額（現行十万円）を引上げる（例えば五百万円）べきか。」

これに対し、同年末までに約六〇団体から回答が寄せられたといわれるが、もとより、このような七項目すべてについての改正は、いわば商法体系の全面的改訂にいたるほどの問題でもあり、またこれに対する意見も賛否両論あつて容易にまとめるところでもないので、法制審議会商法部会では、まず照会事項第四の株式制度の改正問題をとりあげて審議し、これを昭和五二年の「株式制度改革試案」にまとめて公表し、続いて翌五三年には照会事項第二の株

主総会制度と第三の取締役会制度について「会社機関改正試案」をまとめ、さらに翌五四年に第五の「計算・公開改正試案」をまとめて公表したところで、折から航空機疑惑事件に端を発した不正経理や粉飾決算の続発により、企業の自主的監視制度を強化すべきであるとの社会的要請に応えるべく、すでに四年余の審議を経て前記三試案は七項目中の四項目を含み、第一の社会的責任をもカバーするので、重要問題をほぼ網羅し、これだけでも充分意義があり、法案成立の可能性も高いところから、第六の企業結合・合併・分割規定や第七の最低資本金制度や大小会社の区分問題を後の機会に譲り、既に発表した各「試案」に対する審議結果を斟酌し、その過程で経済界から強く要望された新株引受権付社債制度の創設を追加検討することとして、昭和五五年末に「改正法律案要綱案（案）」を経て商法部会の「要綱案」を策定し、翌昭和五六年初に法制審議会の「法律案要綱」を決定して法務大臣に答申し、三月の国会に「改正法律案」を提出したもので、これが六月成立をみたので、昭和五七年十月一日から施行されることとなったものである。

したがって、今回の商法改正の概要は、その株式制度について、株主構成の是正を図るべく、いわゆる五万円単位の株制度をとって零細株主を整理する一方で、法人株主を抑制する相互持合い限度を定め、自己株式保有や新株引受権付社債の法認によって資本調達が多様化、弾力化を促がしながら、会社機関については、株主総会運営の整理を図るとともに、総会屋等への利益供与禁止を定め、取締役会の業務執行体制を強化し、監査役等の責任や権限を明定して、自主的な企業監視体制を充実し、さらに、会社計算書類の確定、公告の開示制度を改めることから、引当金等の規定を改正し、営業報告書や付属明細書の内容を法務省令に委ねるとともに、特例法の監査対象会社の手直しから、実質的に大・小会社を区分するなど、結果的には「わが国の自由企業体制を維持し、その健全な発展を図ることを基

本目的とし」た根本改正であるといわれるものである（河本一郎稿「改正会社法の概観と性格」法学セミナー・八一年九月号）。

そこで、本稿では、このような改正商法の内容を、株式制度と資本金会計の変容、会社機関と監査制度の改正およびこれにともなう企業会計のあり方とに焦点をおき、各項目ごとに「試案」から「要綱案」を経て「改正法」にいたる経過をかえりみながら、その意義と役割をあとづけ、これが今後における会社会計のあり方に対し、とりわけ本来の課題たる企業結合、合併、分割の会計基準のあり方に対する関連を探ってみようとしたものである。

〔付注〕 なお、商法改正の方針変更については、元木伸稿「株式会社法の早期改正方針の決定について」（商事法務八四四号）鴻常夫稿「商法等の一部を改正する法律案要綱について」（商事法務八九八号）等で解説されているが、その背景には、不二サツシの粉飾決算問題による企業の自主的監視体制の危機意識とともに、五〇年以後の不況を脱して設備資金需要が活潑化してきた経済環境の変化から、資本調達が多様化と強力な業務執行体制を求めた財界の要望に沿うものであったといわれる。三枝一雄稿「昭和五六年商法改正過程の研究」（法律時報五三巻十・十一号）参照。

## 二 株式制度と資本金会計の変容

### （一）単位株制度の導入

#### （1）「株式改正試案」の策定

株式制度改正の第一は、額面株式に五万円の最低価格制をとり入れた点であるが、これは株主構成の是正として零細株主の整理とともに、増資による資本調達の弾力化を図ったものとして、企業会計上も重要な影響がある。

すなわち、わが国商法においては、明治当初の規定で、分割払込制の場合の最低金額を五〇円、一括払込制の最低

金額を二〇〇円とし、昭和二三年の商法改正で最低金額が五〇〇〇円に引き上げられ（第二〇二条第二項）、分割払込制も廃止されたが、既存の会社には強制されなかったので（同改正法施行法第一〇条第一項）、上場会社の多くは五〇〇円額面制をとってきた。

このため、近年にいたる貨幣価値低落の過程で、現実には千株単位で売買されるなど、実態的には修正されてきたが、持株比率による会社支配の争奪や、いわゆる総会屋など一株株主の発言による株主総会の円滑な運営の支障といった問題もあり、さらには、現在約三割近くを占める千株以下の零細株主が全体の僅か〇・八%の株式しか保有していないため、一株主へ二千円近い費用がかかる会社の経済負担の軽減をはかるためにも、その株式単位を引上げ、実態と合致せしめることが財界から強く望まれていた。

そこで、今回の改正では、新設会社はもとより、既存の上場会社にも、いわゆる五万円単位の株式制度を強制し、みなし規定で株式併合を促がす経過措置としても、その併合までの単位未滿株所有株主には、費用のかかる決議権行使を認めず、単なる配当請求権者のみにとどめるべく、「株式制度改正試案」において、次のような骨子を固めたわけである。

- ① 会社設立時の額面金額および無額面株の最低発行価格を五万円に引上げ、新株割当の際の端株は発生時点で処理する。
- ② 改正時の暫定措置として、五万円に相当する単位株制度を採用し、さらに定款で任意の単一位構成株数を定めることをも認めたいえ、新株割当の際の端株はその時点で処理する。
- ③ 既存の単位未滿株は議決権を認めず、配当等の自益権のみを認める。

④ 単位未滿株の買取請求権および単位株化のための不足分売渡請求権を与える。

⑤ 単位未滿株式は総会の定足数または少数株主権に関して発行株式数に算入しない。

(2) 単位株数の決定

そして、この試案の①点は改正法の第一六六条第二項で

「会社ノ設立ニ際シテ発行スル額面株式ノ一株ノ金額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」

同じく第一六八条ノ三で

「会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ノ発行価額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」

と規定された。

また試案の②の点は、(i)、まず附則第十五条で、改正法施行時、(昭和五七年十月一日)の上場会社には強制的に単位株制度が適用される。上場会社以外の会社は単位株制度を強制されないが、定款で任意採用することができる。ただし、上場廃止後の会社と同様、一度採用した以上は後に廃止することはできないものとされている。

(ii)、次に附則第十六条で、一単位を構成する株式数として、原則的には、五〇〇円株は百株、五〇円株は千株、二〇円株は(僅か七社だが)二、五〇〇株で五万円となる法定単位株制度をとるが、例外的には定款によって任意の株数にすることもできる。ただし、これが法定単位数以下の場合には、一単位株当り純資産額が五万円以上でなければ許されないこととされている。

(注) これは、たとえば、五〇円株の株価が三、〇〇〇円以上になっている会社の場合など、法律の定める千株を一単位株とする、その時価は三〇〇万円以上となって、これが取引所の売買価格となるのでは不都合が生ずるから百株単位でも差支えな

いものの、この場合、十株で一単位、時価三万円であったとしても、その一単位株当りの純資産額が五万円以上でなければ許されないこととして、単位株金額の引下げに歯止めがかけられている。逆に、五〇円株の時価が二五円で二千株をもって一単位、時価五万円とした場合一単位当り純資産額が五万円以下でも法定単位数以上だから差支えないが、単位未満株の買取請求が殺到するので、原則的にはやはり株式併合を行なって、一株当り純資産額を五万円以上とすることが望まれることになるのである。

(iii)、そのうえで、第二九三条ノ三ノ三に

「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ以テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ得」

と規定されているところを、附則第十五条によつて、将来別に法律で定める日には、単位株制度採用会社は一樣にこの併合決議があつたものとみなされて、この単位株制度が終了されることになっているのである。

もとより、このような株式併合の強制は、当然、単位未満株の株主は端株株主となるわけで、その通知、公告および端株処理の規定により(第二九三条ノ三八四、五、六)併合後において一株の百分の一つまり五〇〇円株当時の整数倍の端株を認めて、端株原簿の作成(第二三〇条ノ二)と譲渡の際の端株券の発行(二三〇条ノ三)が求められている。

この点は、逆に株式時価が高い場合には、あらかじめ株式分割をして額面金額を切下げること認められるのであるが(第二九三条ノ四)、その場合には一単位当り純資産額が五万円以上たるを要するものとし、更にその場合に生ずる単位未満株についての処理は株式併合の場合に準ずることになっている。

かくて、一単位当りの株式数が定まったならば三週間以内に登記を要し(附則第十七条)、定款によつて一単位の

株式数を定めた場合には、株主総会の議事録を要し（商業登記法七九条第一項）、さらに一単位当り純資産基準が適用される場合には、最終の貸借対照表を添付しなければならないことになるのである（同条第二項）。

### (3) 零細株主の整理

以上のような単位株制度の導入は、本来は現行法（第二〇二条、第二項）で五〇〇円以上の額面を付することも可能とされていたのであるから、会社が、株主にかかるコストの節約などの目的から、現実に売買単位となっている千株券に相当する額面五万円の株式を自主的に発行してもよかつたわけであるが、日本の企業が「横並び意識」が強いために誰もやらないので、ともかく、現状の株式金額に近づけるべく、いわば、なし崩しの株式併合を法律的に強制したもので、その意味では非常に過保護的な規定といわれる（「会社法改正要綱をめぐる研究会」ジュリスト七三六号十六頁、北沢発言参照）。

しかしながら、そのために、試案の③の点を附則第十八条で単位未滿株主について配当請求権等の自益権のみを認めて、決議権等の共益権を認めないこととし、同じく④の点を附則第十九条で会社に対し時価での買取請求権を認めることとし、さらに⑤の点を附則第二十条で発行済株式総数に算入せず、総会の定足数にも算入しないものとして、株主の権利を一部制限してこの制度の導入を促がすものである。

ということとは、みなし併合までに単位未滿株が存在する場合には、端株原簿の作成や端株券の発行が求められる以上、それに要する費用もかさみ、単位株制度をとるメリットも失なわれるところから、現実にはむしろそうした単位未滿株を有する零細株主の株式譲渡を促がしてこれらを整理することになる。だが、そのような零細株主は、大部分が個人株主であるところから、結果的には、すでに二〇％を割ったといわれるわが国企業の個人株主を益々減少せし

めることになりはしないか。

この点は、附則第三条により、改正法施行前に発起人の引受けまたは株主募集をしておれば、さきの(i)の原則の適用をうけないのみならず、附則第六条によって、現存会社とともに端株原簿の作成を要しないし、また新株割当権も従前通り認められるので、施行前のいわゆる駆け込み増資が盛行してきており(昭和五六年度には一兆七、八千億円に達しているといわれる)、後述する配当率表示の据え置きとともに、改正法施行前に、事実上、この単位株制度が定着するものと予想されているが、そのことはまた、みなし併合の時期までにはこのような零細株主を整理せしめることを促がすことになり、個人株主の減少に拍車をかけて、「経済民主化に始まる『一億総株主』による企業の国民的規模での監視で出発した一九五〇年(昭二五)大改正の精神は、ここにおいて息の根を止められた」ともいわれるであろう(池島宏幸稿「資金調達の多様化・企業の国際化と商法改正」、法律時報五三巻十号。なお、「要綱案(案)」策定の商法部会では、単位未滿株の市場放出により個人株主の離反を招くとして五千円単位株の意見があった、といわれる。「株式制度の審議終える」商事法務八六六号三〇頁)。

#### (4) 一株当り純資産基準

しかしながら、問題は、このような単位株制度の導入が資本会計の分野に及ぼす影響であるが、この点では、一株の大きさの基準として、その名目的な金額とともに実質的な純資産額という二つの基準がとりあげられたことである。すなわち、この一株当り純資産額という基準は、会社と株主との関係を単にその株式金額のみでなく、いわゆる株主勘定としての純資産、つまりは資本の部全体の金額によっても考えるということであり、これによって今後は株主持分の会計、とりわけ企業結合における持分法適用や合併比率の算定などを基礎づけるものとなる。

もとより、改正商法では、定款による単位株数の決定のほかには、抱合せ増資や無償新株交付、株式併合、株式分割に際してのみ限定的にこの基準が適用されるものである。したがって、この基準は、有償増資のみの場合には適用されないし、低価額による無額面株の発行で一株当たり純資産額が低下する場合には止むをえないものとされ、さらに後にいたって業績が低下して純資産額が五万円以下となっても、あえて株式併合などによってこの基準を満す必要もないが、その場合でも、今後は、会社の株式金額が名目的にどのように示されようと、その一株当たり純資産額によってその実価を把握すべきものという、この基準の意義は否定さるべくもないところである。

かくて、改正商法の示された一株当たり純資産基準は、すでに、欧米各国の慣行となつてるところからも、その採用はわが国商法の国際化を物語るものともいわれるが(橋国雄稿「改正商法とバランスシート経営」産業経理八一年九月号)、その点はさらに次の資本金概念の変化とも対応して、企業会計の処理、報告に大きな影響をもつことになつたのである。

## (二) 資本金概念の変化

### (1) 額面株の無額面化

株式制度改正の第二は、額面主義から無額面主義への移行と、資本組入れ限度の変更による資本金概念の変化であるが、これは株主構成是正のために株式分割、無額面株式の活用、証券多様化推進のための新株引受権付社債の導入などととも、配当性向重視の方向を強めて一般投資家の育成を図るものといわれている(証券取引審議会「株主構成の変化と資本市場のあり方」五一年、前掲河本稿)。

この点は、今回の単位株制度では、原則的な法定単位株数をとる以外、定款で任意に単位株数を定める場合は、一

単位株当り純資産額が五万円以上であれば、適宜株式分割によって妥当な株価水準に引下げることが、株式併合によって一株当り純資産額が五万円以上になるように株価水準を引上げることが可能となった。このため、いわゆる端株処理の点でも、株数が問題となる以上は、額面株式より無額面株式が容易であり、このような株式併合、分割を通して、額面株式の券面金額にとられることは煩雑さを加えるのみとなって、その無額面化が求められることになる。ところが、現行法における無額面株式は、その四分の三を資本に組入れねばならないので、高額の時価発行によって券面金額の数倍の資本準備金を配当負担なしに手にいれうる額面株式の魅力は捨て難い。そこで、額面株と無額面株との同質化とともに、その資本組入れ限度の変更が求められることになったのである。

① この作業は、まず、このような額面株式と無額面株式との相互転換は、現行法では株主から請求されないかぎり、会社側からはこれをなしえないとされていたので、今回の改正においては、その第二二三条第一項に、

「会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ其ノ発行シタル額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ得」

という規定を新設し、現行の株主請求転換を第二項に繰下げたのである。

② そこで、額面株式から無額面株式への転換は、その資本金概念において、従来の額面主義を捨てて無額面株式の発行価額主義をとることになる。それゆえに、改正商法はまた、第二八四条ノ二第一項で、

「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」

と定め、まずもって、原則としては、額面株無額面株を問わず、発行価額主義で統一することとしたのである。

③ 次にこのように額面主義を捨てた以上、現行の無額面株式においてその発行価額の四分の三以上という資本組

入れ限度について、これを額面株式にも適用するか否かの問題となる。この点、改正試案では、すでに盛行していた額面株式の時価発行によって、例えば、五〇円額面株式が五百円とか千円とかで発行され、その発行差金の四五〇円ないし九五〇円のプレミアム部分が資本準備金として留保され、この巨額の資本準備金は配当負担がかからない以上は、いわば無コストの資金調達を可能にしている現状を規制する意味から、額面株の場合も、その発行価額の四分の一を超えない額を資本準備金として資本に組み入れないことができることとされていたのであるが（株式試案、四、(6)、これに対しては、その配当負担が増大する以上、経済界から猛反対が起こり、結局、要綱案作成の段階で妥協して、額面株無額面株ともその資本組入れ限度を二分の一とする案（要綱案二、2）が示されたのである。

（注）この点、「資本金が少なく資本準備金が多いことを歓迎する経済界が現行法の維持を強く求めたのに対し、立法の妥協として、四分の一を二分の一に修正することで改正要綱が漸やくまとまったという経緯がございます。なおこの決定に当っては商法部会委員の挙手によって大勢を判断するといった一幕もありました」。これは経営者のとる額面配当率基準から資本金の増加即配当負担の増大という考え方に「ある程度の反省の材料を提供するものではありませんが、株式試案に比べて改正要綱がこの点で一挙に大きく後退したことは否めないところでありましょう」（鴻常夫稿「商法等の一部を改正する法律案要綱について（下）」商事法務九〇〇号四三頁）。

これをうけて、改正商法では、第二八四条ノ二、第二項において、

「株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面金額ニ付テハ券面額、会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超ユル部分ニ限ル」

と規定し、額面株式の券面割れを防ぎながらも（第二〇二条第二項）、設立後または現存会社の無額面株は二分の一以上の資本組入れに緩和されて、その普及を促がすこととなったのである。

(2) 券面超過資本金

しかしながらこの結果、貸借対照表に示される会社の資本金の金額は、いわゆる法定資本という形で、発行済株式の総額のうち資本に組入れた額を示す以上、そのなかには券面金額に相当する資本金額と、券面を超過する資本金額との二つが含まれることになる。そこで、試案では、この券面超過資本金部分について、無償新株の発行ができるものとして、資本金額と株金総額との一致を図る規定が検討されていたが(株式試案第一、四、(注)および計算試案、七、一)、要綱案では、規定がなくとも解釈上できるとされたものの、やはり、改正法では、このような券面超過資本金部分の無償新株交付は、実質的にも形式的にも株式分割がなされるものとして、第二九三条ノ三ノ二で、

「額面株式ノ発行ニ際シ其ノ発行価額中券面額ヲ超エテ資本ニ組入レタルモノアルトキハ会社ハ券面額ヲ超ユル部分ノ組入額ノ総額ニ付取締役会ノ決議ニ依リ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ株式ヲ発行スルコトヲ得」、この場合、第二九三条ノ三第二項後段の規定が準用され、「最終ノ貸借対照表ニ依リ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ニ新タニ発行スル株式ノ数ヲ加エテ数ヲ以テ除シタル額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」

と規定された。なお、この点は資本準備金との抱合せ増資の場合にも第二八〇条ノ九ノ二で、

「第二九十三条ノ第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社又ハ額面株式ノ発行ニ際シ其ノ発行価額中券面額ヲ超エテ資本ニ組入レタルモノアル会社ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受権ヲ与ヘ且其ノ引受権ヲ譲渡スルコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額又ハ券面額ヲ超ユル部分ノ組入額ノ総額ヲ新株ノ数ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範囲内に於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ニ払込ヲ為サシムル金額ノ総額ヲ

加エタル額ヲ發行済株式ノ総數ニ新株ノ數ヲ加エタル數ヲ以テ除シタル額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」と規定したのである。

しかしながら、このような券面超過資本金部分の無償新株交付によって資本金額に株金総額を一致させ、さらに資本準備金の資本組入れによって資本金額に發行価額総額を一致させることは、その資本金額に対する配当負担の増大を結果する。それゆえ、この配当負担増大の理由で反対した経済界では、資本準備金の資本組入れはもちろん、いわばその券面超過資本金部分に対する無償新株交付にもすまず、(もとより、この点、第二九三条ノ三で、会社は「準備金ノ全部又ハ一部ヲ資本ニ組入ルルコトヲ得」るのであって、組入れなくてもよいわけであり、同様に第二九三条ノ三ノ二でも、「券面額ヲ超ユル部分ノ組入額ノ総額ニ付——株式ヲ發行スルコトヲ得」るのであるから、發行しなくてもよい。いずれの場合も、結果的に一株五万円を下回る場合には資本組入れも新株發行もできないわけであるから)従来通りの額面配当率を守って配当負担の縮少を図る方向が強いといわれる。

この結果は、今回の商法改正により、さきにみた単位株制度の導入により、零細株主が切捨てられ、個人株主の減少に結果するのみならず、このような資本金概念の変化によって、プレミアムの還元による株主優遇策などはもとより、実質的な配当率低下によって、株式市場正常化への望みなども絶たれることになりはしないか。その意味では、すでに商法部会での審議過程においても、またその試案や要綱案をめぐる論議でも、こうした懸念が表明されていたが、もし経済界が額面配当率に固執する態度をとるならば、ますます一株当り利益と一株当り配当のギャップは拡がり、さらに一株当り純資産額と株価とのギャップも拡がることになり、その結果はどうなるかもまた自ら悟りうるであろうから、これらの規定はそういう問題を考え直してみる契機を与えるものであり、そこに商法改正の意義

もまたあったともいわれるのである（「会社法改正要綱をめぐって」、ジュリスト七四〇号、一三〇頁、一三二頁）。

(3) 資本金の表示

かくて、問題は、こうした改正商法の規定によって、株式資本の概念内容に変化があった以上、これをその会計的処理、表示の上に表示されねばならない点である。さしあたり、その変化は、資本準備金について、従来の株式発行差金および払込剰余金の区別が不要となる点である。改正法の額面株は、その最低発行価額を現わす券面金額表示をした無額面株にすぎないから、すべて払込剰余金ということになる。同時に、その資本金部分も、額面株の券面額とそれ以上の券面超過額とに分れるから、資本金の内容もまた券面資本金といわば券面超過資本金との二つの部分に分れるので、その表示は次のようになる。

たとえば、額面五〇円株百万株の資本金五千万円に利益剰余金五千万円で純資産一億円の既存会社が、現在新たに額面五〇円の株を十万株（つまり千株をもって一単位とする百単位株相当分）を一株当り五〇〇〇円で（一単位株当り五〇万円）計五千万円を発行し、その二分の一を資本に組入れた場合は、

(借) 現金預金 五〇、〇〇〇、〇〇〇

(貸) 券面資本金 五、〇〇〇、〇〇〇

券面超過資本金 二〇、〇〇〇、〇〇〇

資本準備金 二五、〇〇〇、〇〇〇

となるわけである。

そこで、旧千株をもって新一株とする法定の株式併合手続きをとったとすれば、この会社の資本勘定は、一株五万

円の額面株式一、一〇〇株の券面資本金五五、〇〇〇、〇〇〇円と券面超過資本金二〇、〇〇〇、〇〇〇円、計七五、〇〇〇、〇〇〇円、資本準備金二五、〇〇〇、〇〇〇円、利益剰余金五〇、〇〇〇、〇〇〇円、計、一五〇、〇〇〇、〇〇〇円からなることになる。

この場合、一株当りの純資産額は、

150,000,000円÷1,100株=136,363円

であるから、株価も相当に高くなるので、この額面超過資本金の半額を額面五万円の株式三三〇株（一株につき・三株の割合で）無償交付したとすれば、資本金総額は変わりなく、株数のみ一、四三〇株に増えて、

(借) 券面超過資本金 一六、五〇〇、〇〇〇

(貸) 券面資本金 一六、五〇〇、〇〇〇

と単なる振替仕訳を行ない、一株当り純資産額は、

150,000,000円÷1,430株=104,895円

となるわけである。

なおさらに、額面五万円の株式百株を追加増資することに決定して、そのうち二万円は資本準備金を資本に組入れて無償交付し、有償三万円を抱合せ増資したものとすれば、

(借) 現金 預金 三、〇〇〇、〇〇〇

資本準備金 二、〇〇〇、〇〇〇

(貸) 券面資本金 五、〇〇〇、〇〇〇

企業結合とその会計基準(中)

となり、一株当り純資産額は、

$$(150,000,000 + 3,000,000) \text{円} \div (1,430 + 100) = 100,000 \text{円}$$

となる。

なお、この場合、株主が新株の申込みなく失権株が生じた場合は公募することになるが、かりに、三〇株が失権株でこれが五万円て公募された場合は、第二八四条ノ二第三項で、

「第二百八十条ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ其ノ発行価額中第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額(要払込金額)ヲ超ユル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ得ズ」

と規定されているので、公募額五万円のうち要払込額三万円を差引いた残余二万円はそのまま資本準備金となる。したがって、さきの仕訳は次のようになる。

(借) 現金預金 三、六〇〇、〇〇〇

資本準備金 二、〇〇〇、〇〇〇

(貸) 券面資本金 五、〇〇〇、〇〇〇

資本準備金 六〇〇、〇〇〇

よって、この時点での貸借対照表を作成すれば、次頁のようになるわけである。

かくて、このような資本金の概念内容の変化は、当面の課題たる会社合併、分割の会計処理にも影響をもたらすことになり、すでにわが国の実態に示された事前の増・減資による合併比率の調整などは、資本組入れの変化や無償新株の交付等により、すでにのべた一株当り純資産額の比較においてすでに株式併合や分割による株数の調整が先行す

貸借対照表 (単位千円)

諸 資 産	253,600	諸 負 債	100,000
		券面資本金	76,500
		券面超過 //	3,500
		資本準備金	23,600
		利益剰余金	50,000
	<u>253,600</u>		<u>253,600</u>

のみならず、さらに合併差益の算定で、承継財産と対比される増加資本金額の決定においては、発行価額総額(超面額過部分も含む)、資本組入額、券面額のいずれの一株当り資本金額をとるかが問題となり、そこで生ずる株式併合の端株処理や端株原簿の作成(第二一二条、第四一三条に追加)などの問題にも関わってくる。そのうえ、こうした会社合併、分割に際しては、当事会社相互の株式持ち合いや保有する自己株式の種類、内容などによって、その会計的処理、表示が変化することになるので、次にそうした株式持ち合いについての改正規定をもみてみよう。

(付注)

なお、五六年十月に法務省民事局参事官室から「法務省令制定に関する問題点」として、意見聴取が求められたが、ここでは「額面株式の発行価額中券面額を超える資本組入額及び準備金の資本組入額から新株発行に充てられたものを控除した額」を注記事項とするか否かについて問われており、無額面株式の無償交付についてどう考えるかも問われている。

(三) 株式持分と支配構造

(1) 自己株式の保有

株式制度改正の第三は、株主構成の「法人化」現象を抑制するために自己株式の保有と株式の相互持合いを規制することであった。まず、株式会社における自己株式の取得に関しては現行法の第二〇一条によって、

「会社ハ左ノ場合ヲ除クノ外自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

一 株式ノ消却ノ為ニスルトキ

企業結合とその会計基準(中)

- 二 合併又ハ他ノ会社ノ營業全部ノ讓受ニ因ルトキ
- 三 会社ノ權利ノ実行ニ當リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ
- 四 第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項又ハ第四百八条ノ三ノ規定ニ依リ株式ノ買収ヲ為ストキ」  
に限られており、第二十一条において  
「前条第一号ノ場合ニ於テハ会社ニ遲滞ナク株式失効ノ手續ヲ為シ第二号乃至第四号ノ場合ニ於テハ相当ノ時期ニ株式又ハ質權ノ処分ヲ為スコトヲ要ス」  
と規制していた。

これは、会社の所有權が株式として物化されて流通している以上、自己株式の取得が事実上可能であることは認めるが、会社が対価を払って自己株式を取得することは資本の払戻しであり、いわゆる資本の空洞化現象として資本充実原則にふれるのみならず、經營者支配の強化や株価操作のために利用されることを防止する意味で、その取得を限定していたわけである。

このような現行法の規定の解釈上からは、子会社による親会社株式の取得をも自己株式の取得と同様に扱うべきであり、会社が一定限度まで自己株式を保有することは、欧米並みのストック・オプション制度導入のためにも、またわが国の従業員持株制度の運営上も必要であり、端株整理、担保設定、従業員持株制度等の場合、さらには、株式買取權付社債の発行を求めるとして、その取得緩和が望ましいという声が盛んであった。

そこで、改正試案においてはこの趣旨を受け入れられるべく、自己株式の取得に関して、①、質權の目的として受取る場合に認めるが、相当期間内に讓渡することを要するのみならず、「会社は自己の計算で取得している自己株式を營業

報告書において開示し、かつ貸借対照表の流動資産の部に別項を設けて記載しなければならない(試案、第三、3)とし、②、これらの自己株式の決議権及び利益配当請求権を認めず、新株引受権や交付新株はその譲渡を求め(4 a) b) c)、そのうえで自己株式を担保とすることについては「発行済株式総数の二十の一」に限ることとし、さらに営業報告書にその株式数を記載するものとしていた(5、a) b) )。③、これらに違反した場合、私法上の効果は否定されないが、刑事上の罰則として、法定の除外事由以外で取得した取締役には五年以下、制限以上の取得には一年以下、株式失効又は譲渡の手続きを怠った場合には相当の過料といった規定が示されたのである。

しかしながら、要綱案では、①、会計的な開示の問題は、現行の計算書類規則第十二条に規定されており、その改正の際にとりあげられればよい。②、取得限度の制限を示し、その後の早期処分が求められている以上(アメリカ流に資本からの控除形式をとらずに、資産性をもつものとして処理するものとし、したがってまた)、試案(3、注(3))に示されていた自己株式の売買益を特別損益として区分表示するという問題を取り上げるものとすればよい。③、また、制限違反の場合も、私法上の効果存続と取消し請求や刑事上の罰則などは、第二二一条の処分義務との関係で多少矛盾する面もあるので、これらは削除するものとしたのである。

この結果、改正法では、自己株式の取得に関しては、現行法の第二二〇条に

「発行済株式ノ総数ノ二十分一ノ超ユル数ノ自己ノ株式ヲ受クルコトヲ得ズ」と追加規定されたにとどまったのである。

しかしながら、このように取得限度が明文化された以上、実際に自己株式を受取る場合の多い譲渡担保の形で五%までは公然と認められることになり、それ以上を担保としてとる分には、私法上の効果は否定されないが、名義書替

えまでは、例外的に、現行法通りの株式消却、合併・営業譲受け、権利実行および買取請求等四つの場合以外は認められないことになったわけで、試案以降大幅な取得制限緩和の方向が固まったことになるのである。

（付注）この点は、とくに自己株式による担保金融の活用から、企業の支配体制との関連でも、ストック・マージャー（提携のための株式交換）として、提携先に自社株を買わせ、質受けすることや、金融機関借入などにも利用されるのであり、不動産担保とともに、その濫用が懸念されるが、ともあれ従業員持株制度の利用による資金調達の弾力化に役立つものとして、積極的意味をもつ改正法が成立したともいわれている（前掲池島稿二八～三〇頁）。

## （2） 相互持合いの規制

なお、試案の段階から現行法の解釈上も子会社による親会社株式の取得は、この自己株式の取得に準ずるので、合併または営業譲受けの場合や子会社の権利実行目的以外、これを制限することとしたが（債権の担保として取得することはできる）、その場合の子会社はむしろ一〇〇％子会社の場合が原則との反対意見もあり、要綱案は子会社になったことを知った場合の譲渡や孫会社をも含むものとする点などは解釈上の趣旨を活かすこととしてとりあげないこととなった。

結局、改正商法では、第二二一条ノ二を新設し、

「他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外基ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）之ノ取得スルコトヲ得ズ

一、合併又ハ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ

二、会社ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

②、前項各号ノ場合ニ於テハ子会社ハ相当ノ時期ニ親会社ノ株式ノ処分ヲ為スコトヲ要ス株式会社又ハ有限会社ガ子会社トナリタルコトヲ知りタル際ニ親会社ノ株式ヲ有スルトキ亦同ジ、

③、他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ト看做ス他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ」

と規定して、子会社による親会社株式の取得は、自己株式取得と同様に実質的に資本の空洞化をもたらすものとして、原則的にこれを禁止したのである。この場合、試案では、上述の二つの例外的取得の場合でも、その議決権行使はできないとされていたが、この点は次の株式相互保有の規制によることになった。

すなわち、発行済株式の過半数以上を有する親会社、または親子関係にはいたらないが発行済株式の四分の一以上を相互持合いする場合は、同じく実質的な資本の空洞化をもたらすものとして、その議決権の行使を禁ずべく、第二四一条の第三項において、

「会社、親会社及子会社又ハ子会社ガ他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ超ユル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ四分ノ一ヲ超ユル出資口数ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ株式会社又ハ有限会社ハ其ノ有スル会社又ハ親会社ノ株式ニ付テハ議決権ヲ有セズ」

という規定が設けられるにいたつたのである。

この点は、試案の段階では、企業結合の形態を親子会社関係、関連会社関係および相互保有関係の三つに分けて、①、親子会社関係は（すでにのべたように）子会社は原則として親会社の株式を取得できない。

②、関連会社関係は、二〇%以上の株式取得があり、かつ人事や資金などの関係から支配している場合には、支配会社の株式についての議決権を行使させないこととする検討をおこなう(試案十三、(注))。

③、相互保有関係は、(いわゆる環状的持合いの規制は相当困難だが)次のように規制する。

(i) 他の会社の発行済株式総数の一〇%以上の株式を取得した場合には通知を要す。これは子会社と合せて取得した場合も同様とす。

(ii) 上記の通知を受けた会社が通知した会社の発行済株式の五%以上を取得している場合には、五%を超える部分の議決権を行使できない。子会社と合せる場合も同様とす。

(iii) 上記制限内に減少した場合も通知する。

(iv) このような通知義務違反や議決権行使違反に対しては相当の過料を課す。

このような方針は独禁法第十四条の規定の趣旨をそのまま受けて、商法上もこれを取りいれようとしたものであったが、通知の先着主義から実務上の処理も問題になるところから、法曹界ではむしろ五%以下での議決権行使禁止、または法人所有禁止の意見もあったが、経済界からは保有制限そのものに反対する声が大きく、結局、要綱案では、実効性よりも、規制の趣旨を貫く意味で、関連会社関係よりも低い二五%の線で議決権行使規制としたものであり、この結果、「ほんとうの意味での株式相互保有の規制はなくなったといってもよいのではないか」(前掲研究会ジュリスト七三六号二九頁、北沢発言)。ことに、問題の環状的保有の場合など「一つの企業が持っている株式はせいぜい二、三%どまりだけでも、グループとしてまとめればかなりの安定株主となるという、日本の企業結合の現実には役に立たないと批判されていたのです。四分の一になればますます日本の現状からも離れることとなりますが、将

来、企業結合を検討する際に詰めてみる」(前掲研究会、滝田発言)こととして、過半数保有の親子会社のみならず、(外人株主の漸増という事態で)四分の一保有の規制が法律上現われたことにその意義を見出すこととなったようである。

(付注) この点、実例が少ないのに、この相互保有を厳しく規制している欧州諸国に対し、実例が多いのに規制のなかったわが国で、二五%超の相互保有は存在せず、かりにあればそれは事実上子会社による親会社株式の所有であって、これを禁ずるのではなく、子会社側の議決権のみを制限するのは、相互持合い自体はよいということになった。独禁法自体もアメリカよりゆるいのに、企業結合の問題に残すより、安定株主工作の株価操作規制のための法人化現象の検討が先決であるといわれる(奥村宏稿「商法改正における株式持合いの規制について」企業会計、八一年六月号、九二頁)。

さらに、このような縦系列の相互持合いの規制によって、個人株主持株比率の形式的向上(?)になるかどうか、むしろ、環状的相互保有の二重構造が鮮明となって片手落ちの規制となり、これが中小企業に強いられば、自己株式質受けの緩和とともに、全くのザル法ともなりうると批判される(前掲池島稿、三〇頁)。

とすれば、当面の課題たる会社合併、分割の場合も、現在圧倒的に多い子会社吸収の場合もとより、子会社関係のない被合併会社の場合も、他の会社の発行済株式の四分の一まで保有せられていることが多くなる以上、その株式への投資価値評価による含み益での資産調整に関連して、あらかじめ連結財務諸表における関連会社株式の持分法評価が必須となるが、さらには、現実には、現実に四分の一、あるいは関連会社にまではいたらない環状的相互保有による会社支配、企業結合に対する会計的ディスクロージャーの問題もとりあげられなければ、企業結合の会計基準策定の意義もまた完うしえないことになるだろう。

その意味では、今回の商法改正における会社の計算、公開の規定をかえりみておかねばならないが、その前提として、株主総会、取締役会、監査役、会計監査人など会社機関の改正をもみなければならぬ。次にこれら両者の改正

点をあわせてみながら、その問題点を探ってみよう。

（付注） なお、さきの法務省令制定に関する問題点では、営業報告書に「企業結合の状況及成果」を記載し、親会社の株式を流動資産の部に記載し（計算書類規則二三条二項を十二条二項に移す）、付属明細書には、「四分の一を超える株式」の明細（計算書類規則四五条一項四号）と「自己株式及び親会社株式」の取得事由別明細（計算書類規則十二条）等を記載するか否かが問われている。

### 三 会社機関と監査制度の改正

#### （一） 計算書類の承認と確定

今回の商法改正は、その監査特例法の改正とともに、計算書類の作成と確定およびその公開に関して大きな変更をもたらした。すなわち、その要点は、(1)、代表取締役の作成する計算書類を取締役会で確定することとし、(2)、それらの監査報告書に会計方針の変更に関する意見を記載し、(3)、営業報告書の記載容を法定することになり、(4)、資本金概念の変化に続いて、引当金に利益留保性を含まないものとし、(5)、新株引受権付社債の発行を認めた、などの点であるが、この前提には、株主総会、代表取締役、取締役会、監査役、会計監査人の責任と権限など、会社機関の改正がおこなわれていたのである。

そこで、まず、計算書類の作成とその確定に関連する改正点からみてゆくと、現行法の第二八一条第一項は、「取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス」

と、代表取締役の作成義務のみが規定されていたが、改正法では、さらに、その計算書類及び付属明細書は、

「取締役会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス」

と、合議制によるチェックが追加された。

そして、このような計算書類及び附属明細書については、監査役の監査をうけたのち、

①、本則が適用される一般の中、小の会社では、第二八三条によって、貸借対照表と損益計算書および利益処分案（現行法の準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案は、利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案と改められた）は株主総会の承認を求め（営業報告書については報告のみ）、その後遅滞なく貸借対照表を公告することになるが、

②、会計監査人の監査を要する特例法第二条適用の大会社（資本金五億円以上又は負債合計二百億円以上の株式会社）にあつては、その第十六条により、商法第二八一条ノ三第二項第三号の

「貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ従ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハソノ旨」を記載した会計監査人の監査報告書に対して監査役が相当でないクレームをつけない限りでは、貸借対照表と損益計算書は取締役会の承認のみで確定される。したがつて、株主総会にはそれらの内容を報告するのみでよいことになり、利益処分案のみの承認を得ればよいことになった。そのかわりに（引当金から利益留保性のものを排除した）貸借対照表と損益計算書の要旨を公告することになったのである（なお、この場合の要旨については、いづれ法務省規則によって法定されることになる）。

こうして、中・小会社と大会社では、監査報告の比重を高めることによって、その計算書類の確定と公告の方法を異にし、いわば二段構えの開示制度がとられることになったが、その前提には、会社機関の改正によって、相対的に株主総会の比重低下、取締役会の権限強化が図られた点がかえりみられねばならない。

## （二）株主総会の「健全化」

	大 会 社	中 ・ 小 会 社
計算書類の作成 // 承認 // 監査	(代表) 取締役 取締役会 (商第 281 条①) 監査役及び会計監査人	(代表) 取締役 取締役会 (商第 281 条①) 監査役
貸借対照表及び 損益計算書	取締役会の確定 (特16条①) 株主総会への報告 (特16条①)	株主総会で承認 (商第83条①)
利益処分案	株主総会で承認 (商第 283 条①)	株主総会で承認 (商第 283 条①)
営業報告書	株主総会へ報告 (商第 283 条①)	株主総会へ報告 (商第 283 条①)
計算書類等の公告	貸借対照表及び損益計 算書又は要旨 (特16条②)	貸借対照表 又は要旨 (商第 283 条③)

すなわち、今回の商法改正はすでにみた株式制度の改正における零細株主の整理、法人株主の規制、資本金概念の変化に対応して、株主総会の「健全化」、取締役会の強化、監査制度の充実がとりあげられ、これをうけて計算、公開規定の改正が行なわれたのである。

この株主総会の「健全化」は、第一には、その運営に株主の意思を反映させるよう、質問権と提案権の法定と、第二に、いわゆる総会屋など特殊株主を排除するために、議長 の 秩 序 維 持 権 限 と 利 益 供 与 の 禁 止 が、当初の願目としてとりあげられたところであった。

この総会議事運営の「健全化」は従来から争われた判例等を明文化したものである。

① まず、株主の質問権については、試案では、答弁拒否等の罰則までとりあげられていたが、要綱案では、むしろ取締役の説明義務という形に軽くなり、これが法定されることになった(第二三七条ノ三)。

② また、少数株主からの議事、招集等に関する提案権

も、試案では発行済株式総数の百分の一または百(単位)株以上の株主に認めるものとしたが、要綱案では、百分の一または三百株以上の株主とし、これを法定するとともに(第二三二条ノ二)、試案の普通決議の定足数や決議方法等の規定はとりあげない代りに、総会の招集方法や決議方法調査のために、会社または百分の一以上の少数株主による検査役選任を裁判所へ請求することを認めた(第二三七条ノ二)。

③だが、さらに、現行の総会決議につき特別利害人の議決権行使を認めない規定(現行法第二三九条第五項)を削除して、これを復活した代りに、その行使による不当な決議には取消しの訴えを認め(第二四七条第一項第三号)、同時に、この訴えが決議への影響が軽微のときは裁判所の裁量棄却の制度が認められ(第二五一条)、——ということとは、違反事実が重大なら取消される——、決議無効確認の訴えに決議不存在確認の訴えをも含められた(第二五二条)のである。

したがって、株主総会の「健全化」における議事運営に関しては、結局、百分の一以下の零細株主の質問権、提案権を封じる一方、絶対多数を握る経営者の不当決議等に対する訴えには裁判所が判断を下すことになったわけであるが、問題は、その原因となった総会屋等の議事妨害排除等に対する指揮権の発動と利益供与の禁止であった。

(付注)なお、特別利害人の議決権復活は、これが営業譲渡の当事者又は合併の相手方の会社である場合など、例えば、合併比率が不公平ではあるが、その合併無効の訴えを、という考え方まではとられないものの、「株主総会の特別決議で承認されたいではないか」という考え方をとったとしても、相手会社が有利で、したがって承認決議をした会社には不利な場合に、特別利害人にあたるかどうかについて争いがあつたわけで……結局不利益を受けた株主は、株式買取請求権を行使してもいいし、決議取消の訴えを提起してもいい、という選択権が与えられたと考えられ、このような特別利害人の範囲についてはなお今後の解釈論により当面の企業結合規定にあたって問題を残すことになった(前掲研究会ジュリスト七三七号一〇六頁前田発言参照)。

(三) 利益供与の禁止とその開示

株式総会を「健全化」する措置として、総会の議長権限の明確化については、試案の総会議事録作成者指定の項を除いて、秩序維持の権限を法定することにはなったが(第二三七条ノ四第二項、第三項)、問題は、その議場混乱を惹起する総会屋等への利益供与禁止である。

すなわち、この利益供与禁止は、試案では「一部の株主に対し」、その権利行使に財産上の利益供与を禁ずる(機関試案第二、二、8)ものであるが、財界からは、その無償の利益供与の範囲や内容について強い疑惑と反対がだされ、折から政治献金やリベートなどの使途不明金や不正経理の支出等を問題にする企業の社会的責任追求とのかね合いで種々の議論がかわされた。この結果、要綱案では、「何人に対しても」と改めて、利益供与禁止の原則を示し、これが改正法第二九四条ノ二第一項に掲げられることとなったが、同時に、「株主ノ権利ノ行使ニ関」してのみ、総会屋等の締め出し、その資金供給の途を絶つことを目指すものとの解釈が強調されて、同条第二項

「会社特定ノ株主ニ対シ無償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シタルトキ」と同じく「有償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シタル場合ニ於テ」、反対給付が甚しく少ないとき——反対給付の一倍半以上とされる——も推定適用されるものとし、その返還義務(同条第三項)とその請求の訴え(同条第四項)とともに、取締役の弁済責任(第二六六条第一項二号)と刑罰が課せられる(第四九七条)ことになった。

ところが、以上のような規制が機能するためには、その利益供与の事実が開示されなければならないので、試案では、営業報告書および付属明細書にこれを記載するものとしたが、その内容が次の問題となったのである。

① 営業報告書の記載内容

すなわち、このような営業報告書は、その試案の段階では業務報告書として、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならない（計算試案一、5）として、さらにその記載内容を法務省令として定めるものとして、(a)、会計方針、(b)、子会社の状況、(c)、大株主の状況、(d)、過去三年の業績比較、(e)、決算期後の重要な事実、(f)、役員の数と報酬、(g)、無償の利益供与、(h)、業務の見通し、(i)、その他の重要事項、などがあげられていたが、このうち、(g)の無償の意味や(h)の見通しが逆に株主等をミスリードする恐れなどの点について、財界からの疑義や反対が出され、ついに要綱案では、すべては「法務省令で定める」ものとして後に譲ったうえで、改正法が成立したのである。

しかしながら、後に「法務省令制定に関する問題点」で意見聴取されたところでは、(f)の役員報酬は単に持株数のみとなり、(g)の利益供与の総額表示は削除されてしまい、(h)は将来の課題及び方針に改められ、むしろ、(e)の後発事象開示については、貸借対照表及び損益計算書の注記事項にとりあげてはどうか、とその比重が高められている。

## ②、付属明細書の記載内容

一方、付属明細書の記載内容については、現行の法務省令規則（計算書類規則）の①、資本金及び準備金、②、固定資産、③、子会社、④、支配株主の債権、⑤、担保資産、⑥、特定引当金等の明細書のほかに、試案では、⑦、社債、⑧、自己株式、⑨、対役員取引、⑩「会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与（反対給与に比し著しく過大な給付を含む）」が追加検討されることになっていたが、同じく「法務省令制定に関する問題点」では、問題の無償利益供与に関して、「営業費用中一般管理費に属する財産上の利益の無償の供与（その反対給付が著しく少ないものを含む）で餐応接待以外のものの明細」がとりあげられることになり、いわゆる政治献金や交際費等

の問題を避けるとともに、その（注）では、供与の種類（目的等）によって分類して記載することはどうか、販売費に属するものは除いてよいか、典型的に記載しなくてもよいことにすべきものがあるか、等が問われ、結果的には、いわゆるリベート等の使途不明金となるものの範囲がさらに限定せられることになるものようである。

このため、株主総会の「健全化」は、もっぱらその議事運営に関する零細株主排除のみに結果し、総会屋等への利益供与の禁止について、営業報告書はもとより附属明細書においても、必ずしも十分な内容が開示されえないことになって、第二九四条ノ二の規定もその機能の面では危ぶまれる、という結果になったのである。

しかしながら、このような株主総会の「健全化」を明文化したことによって、これから必ずしも「計算書類の確定を取締役会、利益処分を総会へと権限を分断するにいたった事情を説明することはできない。また実務上そうしな」と困る事情もなく、いわば商法部会での審議の流れの中から飛び出した産物とでもいうべきもののように」（河本前掲稿法学セミナー八一年十一月号二五頁）、その点では今回改正された合議体としての取締役会の権限強化と無関係でないと考えざるをえないことになるのである。

#### （四） 取締役会の合議体制

今回の商法改正における業務執行体制の整備は、ワンマン社長等の代表取締役の規制とこれをチェックする合議体としての取締役会の権限強化である。

#### （A） 取締役の義務と責任、

もともと、法の立場としては、取締役の職務遂行には、株主からの受託者としての忠実義務を果さなかった場合にはその損害賠償責任を負わず形でこれを促がしている。

①、すなわち、現行法第二五四条は、取締役の株主総会での選任のみが規定され、第二五四条ノ二でその会社に対する忠実義務が定められ、三人以上、任期二年等が規定されているほかは、取締役の兼任禁止について定めてあったが、(第二七六条、四一条、四八条、七四条、一七四条)その欠格事由について定めてなかったので、試案では商法等の違反の罪に問われたり、破産者などや未成年者、法人等をあげていたが、要綱案では法人を削り——法人取締役の禁止は立法上問題があり、解釈上禁止されるものとしたという(北沢正啓稿「改正商法の論点解明」企業会計三三卷九号)——、未成年をも削って破産者等の欠格のみが明文化された(第二五四条ノ二)。

②、次いで、このような取締役の忠実義務が第二五四条ノ三で規定せられているが、取締役の会社に対する責任については、第二六六条で、違法な配当(第二九〇条第一項)等に対すると同様に、さきの利益供与禁止(第二九四条ノ二)に違反した場合の損害の連帯賠償責任が追加されることになった。

③、また、取締役の会社の営業との競業禁止義務については株主総会の認許から取締役会の承認に改め、その取引の重要な事実を取締役に報告することとし(第二六四条)、さらに会社からの貸付や会社との取引のみならず、その利益が相反する場合も取締役会の承認を得ることとして(第二六五条)、従来争いがあった点を明文化するとともにこれらに違反した場合の損害賠償責任を追加規定した(第二六条)。ただし、試案にあった株主による取締役の損害賠償責任の査定申立てなどの点は見送られ、すべては取締役会なる合議体で規制する建前になったのである。

(付注) なお、この競業禁止義務について、試案でも親子会社間の競業や派遣重役等が現地会社で代表権をもって行動する場合などの競業には適用されないのではないか、という点は、企業結合の問題として別に検討することとしていたが、これに関連して、取締役が自己の為になしたときに取締役会は会社のために為したものと看做して介入権を行使できるので(第二六四条第三項)、これによることになる。

また取締役の第三者に対する責任については、新株発行目論見書や計算書類等の虚偽の記載に対する取締役の連帯損害賠償責任の規定（第二六六条ノ三）に「但シ取締役方其ノ記載、登記又ハ公布ヲ為スニ付キ注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と追加して、過失責任に対する挙証責任に転換して、この点に対する争いにも明文規定を設けたのである。

(B) 取締役会の権限と義務

①、そこで、現行法は、第二六〇条で、会社の業務執行は取締役会がこれにあたるものとされているが、今回の改正においては、さらに取締役会が選んだ代表取締役の職務の執行を監督するとの規定が追加された。そのうえ、同条第二項では、重要な財産の処分および譲受、多額の借財、支配人その他の重要な使用人の選任および解任、支店その他重要な組織の設置、変更、廃止は、代表取締役に決せしめることなく、必ず取締役会で決定すべきことも定められ、同じく、第三項では、三月に一回以上、代表取締役の職務執行を取締役に報告することを義務づけて、すべては取締役会の合議制によることが強調された。

②、このほか、取締役会の権限事項は、株主総会の招集（第二三一条）、新株の発行（第二八〇条ノ二）、法定準備金の組入れ、株式分割（第二九三条ノ三、四）、社債の発行（第二九六条）、転換社債の発行（第三四一条）等があるが、そのうえに、取締役の競業取引の承認（第二六四条第一項）、利益相反行為の承認（第二六五条第一項）が加わった。

③、そして、今回新しく追加された権限として、代表取締役の作成した計算書類およびその付属明細書の承認（第二八一条）が加わって、その権限強化がなされたのである。なお、これにともない、計算書類の承認後二年以内の責任解除の規定（現行法第二八四条）は削除され、民法上の十年（民法第一六七条第一項）によることに厳密化したのが、

さらに特例法の適用をうける大会社の会計監査人の選任、解任は取締役会の手から株主総会へと移され（特例法第三条）、これら計算書類の監査権限の独立化が図られたのである。

④、取締役会の運営では、試案の経営委員会（現実に行われている常務取締役会等）の規定は要綱案で削除され、今回は見送られることとなった代りに、取締役会の招集権者を定め、他の取締役の招集請求権と招集権についての規定を新設し（第二五九条）、さらに監査役の取締役会招集請求権と招集権をも規定した（第二六〇条ノ三）。

また、さきにもたように、特別利害を有する株主の議決権行使は復活されたが、特別利害を有する取締役の取締役会決議参加は認められず、また取締役会の成立、議決に必要な過半数には算入しないことが定められた（第二六〇条ノ二）。この結果、将来の問題として残された営業譲渡や企業結合の場合における取締役会決議の段階で、その相手方となる取締役がいる場合は、特別利害を有するものとして排除する事前チェックが、株式の相互持合い規制の趣旨とともに、相手方の会社はもとより、その相手方会社からの派遣役員などの議決権行使にも加えられることになったが、機関試案において、株主総会の場合に準じた取締役会議決の瑕疵に対する無効確認の訴えの規定（第二の七）は要綱段階から削除された。その代りというわけではないが、取締役会の議事録に関しても、十年間は本店に備置き、株主の権利行使に必要な場合は、裁判所の許可を得て、その閲覧、謄写ができるものとして（第二六〇条ノ四）、現行法の規定が厳格にされている。

この理由は、取締役会決議で確定される計算書類等に示されるものであるところから、その監査における監査役権限の強化によってチェックされる以上、徒らに取締役会決議についての争いを避ける趣旨によるもの、といわれるのである（河本前掲稿）。

したがって、取締役会権限強化についての問題として、さきの③での計算書類の確定に関連して、④、⑤の点でもみられるように、監査制度の充実を前提にしたうえで、取締役会は、その合議体制による取締役の相互規制の機能を強調して、いまや会社の最高機関としての権限を強化されたかみえる。これをチェックするものは、監査役(大会社ではこれに協働する会計監査人)のみであるが、このような体制をとることが企業の社会的責任を自主的監視制度の強化によって果そうとした今回の商法改正の根本的品格でもあったのである。では、その監査制度の機能面はどうか、次にその点のみてみよう。

#### (五) 監査報告制度の改正

まず手続上、取締役会の承認を経て監査役に提出される会社の計算書類およびその付属明細書と、これらに対する監査報告書の提出期限並びにこれらの計算書類等と監査報告書の備置きに関しては、特例法適用の大会社と本則適用の会社(資本金五億円以下一億円以上の株式会社)および特例法第二二条適用の小会社(資本金一億円以下除負債二百億円以上の株式会社)の三段階に分けて次頁の表のように規定されている。

そこで、問題はこのような監査制度の実をあげうるか否かという点で、監査役および会計監査人の権限とその独立性いかんである。

#### (A) 監査役の権限と責任

改正法は、監査役の権限について、現行法の認めた会計監査のほかに、業務監査のための営業及び財産さらに子会社等の調査権までに及び、取締役のみならず使用人に対しても必要な報告を求めうるものとし(第二七四条)、取締役の違法行為の差止権(第二七五条ノ二)のうえに、取締役会の招集権をも認めている(第二六〇条ノ三)。なお、会

	大 会 社	中 会 社	小 会 社
計 算 書 類	監査役へ 会計監査人へ 8週間前に (特12条②)	監査役へ  7週間前に (商第281条12⑥)	監査役へ  5週間前に (特23条①)
附費明細書	監査役へ 会計監査人へ 5週間前に (特12条②)	監査役へ  4週間前に (商第281条12①)	監査役へ  3週間前に (特23条①)
監査報告書 (会計監査人)	会計監査人より監 査役および取締役 へ 4週間前まで (特13条①)		
監査報告書 (監 査 役)	監査役より取締役 および会計監査人 (贖本)へ 3週間前まで (特14条①)	監査役より 取締役へ  3週間前まで (商第281条13①)	監査役より 取締役へ  3週間前まで (商第281条13①)
計算書類及 び監査報告 書の備置き	本店5年間 支店贖本3年間 2週間前から (商第282条①)	本店5年間 支店贖本3年間 2週間前から (商第282条①)	本店5年間  1週間前から (特23条④)

計監査人に対する報告請求権(特例法第八条)は、会計監査の過程で得た専門的情報を活用できるよう、両者の連携を強化するもので、取締役による会計監査人選任の株主総会への提案についても監査役の過半数の同意を要し(特例法第三条)、欠員ある場合には一時会計監査人を選任できるものとした(特例法第六条)。

それだけに、監査役の責任についても、監査報告書の虚偽の記載に対して、注意義務の証明なき限り、連帯して損害賠償の責任を負うことが追加されたのである(第二八〇条第二項)。

(B)、さらに、会計監査人については、現行法では資本金十億円以上の

大会社、または五億円以上の証取法適用会社について監査するものとされていたが、改正法はこれを五億円以上または最終の貸借対照表の負債の額が二百億円以上のすべての会社に拡大され（特例法第一条）、その選任や解任（その事由を第六条の二に規定）についても、取締役会でなく株主総会において決するものとして、（特例法第三条）、監査役の過半数の同意によってその連携を強化するとともに、その任免についての会計監査人の意見を株主総会に出席してのべることもできる（特例法第六条）ほか、新たにその任期を一年以内の最終の決算期に関する定期総会までとし、解任を決議されない限り、再任されるものとして（特例法第五条ノ二）、その地位保障を強化した。その結果、会計監査人は、会計監査に関しては監査役に準じた招集請求権、調査権が認められ（特例法第七条）、会計監査の結果を監査役に報告することとなっているのである。

そこで、以上の改正点からみるならば、監査役並びに会計監査人の権限とその独立性に対する地位保証は、法の上では相当に補足、強化されたものといえる。だが、そうした取締役会の業務執行に対する「自主的監視制度」の形式的整備に対応する内容的充実の問題として、その監査役および会計監査人が提出する監査報告書の記載内容が問題となる。

③、監査役 of 監査報告書の記載内容については、現行法の第二八一条ノ三第二項で、①、監査方法、②、不実記載③、適法表示、④、不適法表示、⑤、営業報告書の内容、⑥、⑦、利益配当案の適否、⑧、取締役の職務執行の不正⑨、監査不能事由であったが、改正法はその五号以下を、⑤、会計方針の変更、⑥、営業報告書の適正表示、⑦⑧利益処分案の適否、⑨、付属明細書の不実記載、⑩、取締役の職務執行の不正、⑪、監査不能事由に改めた。

この場合、問題の焦点は、⑤の会計方針変更の当否とその理由をとりあげた点である。これは、会計上の継続性の

原則を商法上規定せよという要望に対し、別の形で応えたものであるといわれるが、企業会計原則の継続性は、期間比較性を守る意味で、「みだりにこれを変更してはならない」（一般原則五）とし、評価変更や経済変動、関連諸法令の改善若しくは経営形態や業態変更など「正当な理由」に基づく会計処理、手続きの重要な変更は注記せよ、（注解三）というものであるのに対して、計算書類規則の継続性は、はじめから、「評価の方法その他の会計の処理の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を……注記しなければならぬ。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない」（第三条）とし、財務諸表の記載方法の変更にも準用するとしたものである。この点で、会計上の継続性の意義を貫徹しよう、商法改正に働らきかけられていたが、今回追加された第二八一条ノ三第二項第五号で監査報告書において「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ其ノ理由」を示すものとして、もっぱらその判断は監査役の手に乗るものとしたわけである。

そのため、ことに特例法で規定される大会社の場合には、監査役と並んで会計監査人の提出する監査報告書——監査役の監査報告書の記載内容中会計に関する事項、但し、第八号の利益処分案の不当性は除く（第十三条第二項）——においても、この会計方針の変更が「相当ナリヤ否ヤ其ノ理由」の記載が求められることになる。だが、問題は——この場合の「相当」という言葉の意味をどう考えるかである。つまり、このような「相当」ということを、会計原則でとりあげてきたような「正当な理由」が見出されたものとして認められるものかいなかの判断が問われることになるからである。さらには、そのような「正当な理由」なき変更は直ちに不適正、したがって違法となるか否かについての処理基準もまた問われるべきものといわれる（村山徳五郎稿「改正商法と実務上の問題点——会計監査人の立場から——」企業会計三三巻九号参照）。

この点、五六年十月の「法務省令制定に関する問題点」では、計算書類作成の「重要な会計方針」（試案では、営業報告書の記載事項）を注記させ、さらに、計算書類規則第三条の継続性原則については「変更があった場合」との建前は変えずに、軽微な場合注記を要しない旨明記すべきかどうか、また理由の記載は付属明細書でよいかどうか、が問われているのみである。

とすれば、この場合、大会社の監査役はこの会計監査人の継続性判断について意見は述べないが（第十四条第二項三号）、中・小会社では監査役が判断しなければならず、それだけにこの処理基準は重要な意味をもつことになるのである。

さらに、今回追加の第二八一条ノ三第二項第六号第九号の営業報告書の適正表示や付属明細書の不実記載などの監査報告に関連し（大会社の監査役は会計に関する部分以外に限る——特例法第十四条第二項三号）、それらの内容も問題となっていたわけであるが、「法務省令制定に関する問題点」では、会計監査人の監査報告書でも、営業報告書や付属明細書の会計に関するものについて、改正法第二八一条ノ三第二項第六号により、「法令及定款ニ従ヒ会社ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルヤ否ヤ」を記載することにしてはと、会計原則による適正性よりも、もっぱら適法性監査によることがすすめられている。

なお、監査役の監査報告書についても、第二八一条ノ三第二項第十号の「取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実」の内容として、取締役と会社間の取引、無償利益供与（およびその有無の調査）および子会社取引（とその調査）に関するものとしたらどうかとして、その範囲を限定するものとされている。したがって、こうした監査報告書の記載内容を通じてみるならば、「自主的監視機能」を強化したとはいえ、その

監査は法令に定められた範囲内での適法性監査であつて、「一般に公正妥当と認められる」会計原則などに「自主的に従つた適正性監査ではない、という建前にたつたものである。これでは、さきにみた政治献金などの利益供与や継続性変更による利益操作の可能性など、合議制によるとはいえ、取締役会の業務執行のいかんをチェックする監査制度の機能には、自ら限界があるといわざるをえないことになるだろう。

かくして、この点が、総括的に、次の企業会計のあり方に対する改正法の方向についてもうかがえるのである。

#### 四 商法改正と企業会計基準のあり方

すでにみたように、今回の商法改正にあつては、前回の改正当時の衆、参両院の附帯決議にも示されていたように、企業の社会的責任を明確化すべく、その内容開示における計算、公開規定の整備という点に願目がおかれていたが、改正作業の過程における試案や要綱案での論議を通じて種々の変容をとげ、結果的にその株式制度の改正による資本金会計の変化と、会社機関と監査制度の改正による計算書類の作成と確定の分離、営業報告書、付属明細書等の法務省令化となり、会社計算規定の改正としては、その冒頭に計算書類作成の基本原則を掲げる要望はいれられず、継続性原則の明定も会計方針の変更に関する監査報告書の記載事項とされ、僅かに、引当金規定の改正がおこなわれたのみで、むしろ追加された新株引受権付社債の法認による資本金会計処理の多様化がもたらされたまま、企業結合における連結、合併、分割等の規定整備はすべて将来の課題として残されることとなつたのである。

そこで、本稿の最後に、商法改正にともなう企業会計基準のあり方をまとめて考察すべく、その基本原則の明定問題、引当金規定の改正、新株引受権付社債の新設をとりあげ、次稿に予定するわが国企業結合会計基準策定にあつ

て参照すべき問題解明の手掛りをえようとつとめてみたものである。

(一) 計算書類作成の基本原則

前節でみたように、計算書類に対する適法性監査か適正性監査かという問題は、実は会社計算規定のあり方に対する商法と会計との立場の相違に由来し、その相違がこの基本原則の明定化問題に示されているのである。

すなわち、すでに昭和四九年の商法改正において、その総則の第三条第二項として、

「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ、公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」

という規定が新設され、これが計算書類作成の基本原則を商法上掲げたものであるとされてきた。

だが、これは、もともと企業会計審議会の要望では、会計的測定、評価の方法等は「一般に公正妥当と認められた会計原則」に委ね、法律上は、たとえば英国会社法第一四九第一項のように、計算書類がその会社の財政状態や損益状況を真実かつ公正に示すものでなければならぬという趣旨の基本原則を明定するにとどめるべきだという点にあり、いわば英米法的に慣習法を優先する立場にたつものであった。

これに対し、わが国の商法は、いわば大陸法的に成文法の体系を組み上げてきており、その制定法による規制は、現実の行為において利害対立を生じ、これが調整の方途を講ずべき限界を示して、その限界内における公正な慣行的実践を求めらるものである以上、むしろ計算書類作成の基本原則としては、さきの第三条二項の規定による形をとるべきものとされたのである。

したがって、今回の改正論議においても、さらに株式会社の計算の項に基本原則を明文化することは、屋上屋を架するのみならず、そうした一般規定によってあとは全て会計慣行に委ねるのでは、「特に日本の場合に、成文法の助

けを借りなくてもよいほど企業会計が確立しているかどうか、法規範性を持つといえるほど成熟しているかどうか」疑問もあり、個々の規定の示した限界をとり扱うことにもなる以上は、「それを基本原則に置き換えることはできない」といわれる（シンポジウム1「商法・特例法の改正と今後の企業会計法制」稲葉発言、企業会計三三巻九号、一二七～八頁）

しかしながら、現実には、そうした法規定の限界を超えない限りの行為は許されるとする解釈において、種々の利益操作も行われることが問題となったので、今回の改正においては、公正な会計慣行によることを求める「この基本原則の趣旨は、第二八一条ノ三第二項、三号、四号において監査報告書の記載事項とてまさしく具現されているわけで……こういうふうな裏から書くというやり方は、商法がよく使うテクニクで……『法令及び定款ニ従ヒ』というの是最小限のことで……適法性の範囲内で、適正性もまた要求されているのが当然の解釈だ」（前掲稲葉発言）とされているのである。

とすれば、前節でみた会計方針の「変更ガ相当ナリヤ否ヤ」の判断においても、継続性の原則における「正当な理由」の有無による適正性監査が優先するものかどうか。具体的には、会計監査人の処理基準（公認会計士協会「正当な理由に基づく会計処理又は手続の変更について」昭和五〇年五月）によってのみ——たとえば税法の認める現金主義からより合理的な発生主義会計へ、割賦販売の回収基準からより適正な販売基準へ、租税特別措置法上の諸準備金等財務諸表に著しい影響を与えるものを除くなどの変更を——「相当ナリ」と判断しうるものか否か、なお解釈の論議が分れるところであろう。とりわけ、この論議の場合、「引当金にしても、いまの企業会計原則の基本的な考え方が正しいとは思われないので、それを軌道修正してもらおう意図もあって、今度の改正をしたという面もある」といわれる（前掲稲葉発言）。とすればまた、適法性に関しては、個々の計算規定についても商法独自の論理を探らねばなら

ず、これに対する会計原則の適正性を構築する論理を確立せねば、この基本原則問題は決着できないということになる。その意味で、次に問題の引当金規定の改正についてみてみよう。

## （二）引当金規定の論理

現行法の引当金規定（第二八七条ノ二）は、いわば利益処分によらない内部留保を認めたものとして、その昭和三七年の制定以来、多くの批判をうけてきたが、今回の改正においては、まずその利益留保性のものは計上できないものとするため、計算試案では、「特定の費用又は損失で当該営業年度以前の負担に帰すべきものに備えるための引当金は、貸借対照表、負債の部に計上することができる」（計算試案第二の1）とし、「その範囲及び計上の要否は、公正な会計慣行（商法三二条第二項）による」（同注(1)）という形で示された。

これは、「①、引当金の貸借対照表能力を正面から規定するが、引当金から利益留保性のものは排除すべきであること、②、しかし、引当金として計上することができるものを企業会計原則（注解8）にいう負債性引当金に限定することは若干狭きに失するにしても、引当金に計上することができるものの具体的範囲は、商法三二条二項にいうところの公正な会計慣行によるべきであること、③、負債性引当金の計上の要否についても、右の公正な会計慣行によるべきであること、④、目的外の引当金の取崩しに関する規定は削除すべきであること、という点に要約することができる」といわれる（鴻常夫前掲稿商事法務九〇〇号四三頁）。したがって、商法上の引当金を計上できるのは、公正な会計慣行によらねばならないが、公正な会計慣行と企業会計原則とは異なるものである。ゆえに、今回の改正においては、確かに利益留保性の引当金は排除された。だが、その理由は必ずしも、これによる利益操作の批判に対するものではなかった、ということになるようである。

すなわち、この点、商法上の引当金規定の改正が行なわれたのは、「計算書類の確定を取締役会に、利益処分を總會へと権限を分断するにいたった」ところから、現行のように負債の部に計上される特定引当金のなかに利益留保のものが含まれていると「貸借対照表の取締役会の承認すなわち確定によって、利益処分まで取締役会で行ってしまうことになる。これでは…改正法の趣旨に反することになる（ので）……上述の特定引当金の見直しの効果が生じ……もともと剰余金の部に任意準備金として計上さるべきものが、負債の部に計上されてきたという、不当な状態が解消され」たのであるといわれる（河本前掲稿、法学セミナー、一九八一年十一月、二五頁）。

とすれば、試案における商法上の引当金規定の論理としても、あきらかに利益留保を目的とする積立金性格のものは排除するが、現行法の特定の支出や損失に備える負担は企業会計原則における負債性引当金の論理——注解18では、支出の確実性、原因の存在性、見積の合理性、——に拘束されずに留保し、資本充実原則を満足しうるための公正なる会計慣行が求められたわけである。この点では、試案に対して寄せられた各界の意見でも、利益留保性排除にはおおむね賛意があったものの、経済界からは、業種により内容が異なるから、むしろこの規定を削除して、すべては、公正な会計慣行に委ねるべきであるとし、さらに国際会計基準という偶発損失引当金なども計上でできるようにというものもあったが、引当金の具体的範囲を明らかにする基準を示すべきか否かについては意見が分れたという（「商法改正に関する各界意見の分析」商事法務別冊No.51一七六（八頁））そこで、審議の過程では、例えば薬害補償の場合などを考えて（前田庸他「改正法案要綱の解説」商事法務九〇二号六一頁）、むしろ「当該年度以前の費用又は損失とすべき場合に限り」という要綱案（案）が示されたが、この「以前」の遡りうる時期が問題となってこれを改めることになり、「当該年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り」という第一案と、「会社の財産の状況を明らかにする

ため相当と認められる額に限り」という第二案とがとりあげられたが、第二案による場合は判断の要素がはいった計上を義務づける規定となるのでしりぞけられ、結局第一案がとられるとともに、現行の第二項の目的外使用による取崩しの特別利益計上も削除して、第二八七条ノ二は、

「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ基ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」

と規定されたのである。

この結果、改正法の引当金規定は、会計上の発生原因主義による費用のみならず、将来発生が予定される棄害損失や債務保証損失などの偶発損失の当期「相当」額が引当てられる（したがって当期発生した費用は「相当」しないので、評価損あるいは未払勘定として処理される）とともに、租税特別措置法上の準備金のうちでも、「利益留保性」ものは除外しようとする趣旨は、現行法と対比すればたしかにより強く示されており、ただそれが純粹な会計理論のみによって決められるべきものではなく、税法や特別法の取扱いを含めたうえでの公正な会計慣行の形成を期待しつつ、そのような公正な会計慣行によって決めるべきものとする趣旨のものと読みとれる」（鴻常夫前掲稿四四頁）論理が整ったことになる。果して、そのような論理をもった公正なる会計慣行が形成されるのであろうか。これは明らかに会計原則における引当金の論理とは異なるものである以上、すでにのべた基本原則の問題と同様、「商法側に対してそれなりの納得のいく……会計側の方のしっかりした提案理由なり理論武装がまだでき上っていない」（前掲企業会計三三巻九号シンポジウム新井発言、一三〇頁）ならば、今回の会社計算、公開規定に対する批判はもとより、将来の問題として残された企業結合の会計基準策定においても、容易にその問題点の解明に接近しえないこととなろう。

### (三) 新株引受権付社債の制度化

最後に、今回の商法改正において、当初はとりあげられていなかったが、要綱案の段階から経済界の強い要望をいれて急遽新設された新株引受権付社債 (stock purchase warrants) の制度化規定がある (第三四一条ノ八ノ同条ノ十八)。

この新株引受権付社債とは、転換社債との異同から示せば、次のようなものである。すなわち、転換社債は新株発行価額と社債額面金額とが総額において等しいことを前提に、新株の発行価額 (その時価の一〇%増とする場合が多い) を定め、転換時点で社債が消滅し株式資本が増加する。これに対し、新株引受権付社債は、その引受権のみを行使して新株の現金払込み、取得ができるが、社債はそのまま後に償還される。もっとも、代用払込みとして、新株の払込みに社債を充当することもできるから (第三四一条ノ八第一項)、その場合には全く転換社債と同様である。

このような新株引受権付社債は、転換社債と同様、定款の定めなき限り、取締役会決議で発行できるが、引受権を社債から分離して譲渡、流通できる分離型 (detachable) の場合は原則として株主総会の特別決議を要するものの、未行使引受権の対象となる新株の総額が現存の新株引受権付社債の総額を超えない限りで償還、消却できる社債として発行した場合は、そうした特別決議を要しない (第三四一条ノ八第四項) ものとされている。

したがって、わが国では、手続上からみても、当面は非分離型 (nondetachable) が多いと思われるが、社債の発行時も引受権行使時も、新株の発行価額の合計額は新株引受権付社債の金額を超えないので (第三四一条ノ八第三項)、それ以下なら新株発行価額を自由に定められる一方、社債と別個に取得した新株の運用の有利性から、新株引受権付社債の発行価額は高く、社債利率は低められるが、転換社債のように割引発行されないのが普通である。

そこで、このような新株引権付社債の制度化を要望した理由は、証券多様化と為替ヘッジのためといわれるが、実際には株式制度の改正に対応し、従来の巨額な時価発行プレミアムを資本準備金化に代って、いわゆる券面超過資本金部分——を留保したまま新株を交付しなくてもよい——の調達源泉を豊かにし、高金利の外国資金借入れよりも日本株取得の魅力で高価発行、低金利で資金調達できる点がメリットであろうといわれている(前掲研究会、ジュリスト七四二号一三二頁、瀧田発言参照)。

その意味では、新株引受権付社債の制度化は、株式制度の改正による資本金概念の多様化と会計機関の改正による取締役会の強化に対応して、現段階における資本調達の多様化をより一層促がすものではあるが、さらに将来の問題として残された企業結合の規定整備との関連から、本稿の課題たる会社の連結、合併、分割の会計基準策定においても、重要な意義をもつ制度化であることをつけ加えねばならない。

すなわち、最近におけるアメリカの企業結合動向としては、すでに前稿でとりあげたAPB意見書十六号による持分プーリング法適用基準の規制から、パーチェイス法による公正価値評価を行いながら、「のれん」は計上せず持分の結合をはかる新実体法(the new entity method)がクローズアップしてきており(国際会計基準草案第二二号)、その対価支払いにおいて、株式のみならず現金その他社債等による組合せが多様化してきている。ことに、そうした財務レバレッジは、取得子会社や被合併会社の再分割、切離し売却の利益を求めるレバレッジ・バイ・アウト(Leveraged buy-out)においては、そのプロモーター銀行から購入先企業への融資に加えて、取得持分の株式に匹敵する転換社債や新株引受権付社債の発行がすすめられている。したがって、わが国の企業結合においては、既分割子会社の再合併等のみられるが、その切離し売却等にはいたらぬものの、既系列会社の買収、合併等の事例は多く、

その対価支払いにおいて、しだいに株式持分の取得に加えて転換社債等の発行も盛んとなってきている。新株引受権付社債の制度化は、こうした財務レバレッジにより一層の多様化をもたらすことはいうまでもなからう。とりわけ、この場合、非分離型若しくは株主総会の特別決議を要しない分離型の新株引受権付社債の発行は、そうした企業結合における持分比率調整の比重を高めるものであり、それゆえにまた、資本会計の分野における計算、公開により一層複雑な問題を提起するものであることも論をまたない。いずれ、続稿において、これらの問題点の解明にあたり、企業結合とその会計基準の策定という課題に接近したい。

## 付記

本稿は55年度より交付をうけている文部省科学研究費補助金「会社合併・分割会計の研究」による研究成果の一部である。